

〔 関係機関等の連絡先 〕

○ 関係機関等の連絡先

1 清水町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水町役場	清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	0156-62-2111
清水消防署	清水町南 6 条 4 丁目 1 番地 2	0156-62-2519
御影分遣所	清水町御影東 1 条 3 丁目 20 番地	0156-63-2212
清水町保健福祉センター	清水町南 3 条 2 丁目 1 番地 1	0156-69-2222
清水町中央公民館（文化会館）	清水町南 3 条 3 丁目 1 番地	0156-62-5115
清水町御影公民館（御影支所）	清水町御影東 1 条 5 丁目 1 番地 1	0156-63-2111
清水町老人福祉センター	清水町南 2 条 7 丁目 1 番地	0156-62-2582
清水町学校給食センター	清水町字清水基線 67 番地 77	0156-62-2616
清水町図書館（郷土史料館）	清水町南 4 条 1 丁目 2 番地	0156-62-3030
清水町農業研修会館	清水町字清水第 4 線 59 番地	0156-62-2521
農村環境改善センター	清水町御影東 2 条 4 丁目	0156-63-3319
清水町体育館	清水町字清水第 4 線 59 番地	0156-62-2913
清水町民水泳プール	清水町字清水 478 番地	0156-62-4899
清水町柔道場	清水町字清水第 4 線 59 番地	
剣の郷創造館	清水町字旭山 31 番地	0156-63-2568
きたくま文化蔵	清水町字熊牛 125 番地の 2	0156-62-6888
清水町世代間交流センター	清水町御影東 1 条 4 丁目 2 番地	0156-63-2115
少年自然の家	清水町字羽帯南 10 線 94 番地	0156-63-2139
清水町アイスアリーナ	清水町字御影南 2 線 69 番地	0156-63-3939
清水町清掃センター	清水町字羽帯 83 番地の 8	0156-63-3351
清水町営育成牧場	清水町字羽帯、字清水	0156-62-4761

2 事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号
とがち広域消防局	帯広市西 6 条南 6 丁目 3 番地 1	0155-26-0119
十勝圏複合事務組合	帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地	0155-65-4227

3 保育所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水幼稚園	清水町字清水 478 番地の 2	0156-62-5087
しみず保育所	清水町北 1 条 1 丁目 1 番地	0156-62-2581
御影こども園	清水町御影東 2 条 4 丁目 1 番地	0156-63-2026

4 学校（小中学校・高等学校）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水小学校	清水町字清水第2線71番地	0156-62-2082
御影小学校	清水町御影東2条3丁目1番地	0156-63-2560
清水中学校	清水町本通11丁目2番地	0156-62-2617
御影中学校	清水町字御影南2線73番地	0156-63-2562
北海道清水高等学校	清水町北2条西2丁目2番地	0156-62-2156

5 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
十勝総合振興局（地域創生部地域政策課）	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023
十勝教育局	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8627
十勝総合振興局 帯広建設管理部 （鹿追出張所）	上川郡鹿追町南町1丁目54	0156-66-2301
十勝総合振興局 保健環境部 （新得地域保健支所）	上川郡新得町3条南6丁目	0156-64-5104
十勝総合振興局 産業振興部 （南部耕地出張所）	河西郡芽室町東9条5丁目	0155-62-3134
十勝農業改良普及センター 十勝西部支所	清水町字清水基線67-76	0156-62-2015
十勝家畜保健衛生所	帯広市川西町基線59-6	0155-59-2021
十勝総合振興局産業振興部林務課	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8604

6 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新得警察署	上川郡新得町4条南6丁目1-2	0156-64-0110
清水交番	清水町南4条4丁目2番地2	0156-62-2151
御影駐在所	清水町御影東1条3丁目2番地	0156-63-2151

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第五戦車大隊（鹿追駐屯地）	河東郡鹿追町笹川北12線10番地	0156-66-2211

8 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道土地改良事業団体連合会 十勝支部	帯広市西3条南3丁目十勝合同庁舎町村内	0155-23-6645
帯広開発建設部 帯広道路事務所	中川郡幕別町札内西町73番地6	0155-25-1250
帯広開発建設部 帯広河川事務所	中川郡幕別町札内西町73番地6	0155-25-1294
北海道農政事務所 帯広地域拠点	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2401
北海道財務局帯広財務事務所	帯広市西5条南8丁目帯広第2地方合同庁舎	0155-25-6381
十勝西部森林管理署	帯広市東9条南14丁目2番地2	0155-24-6118
北海道運輸局帯広運輸支局	帯広市西19条北1丁目8番4号	0155-33-3282

名 称	所 在 地	電 話 番 号
釧路地方气象台（防災業務課）	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎9階	0154-31-5146
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目2番1号	0155-24-4555
北海道総合通信局防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎	011-747-6451
国土地理院北海道地方測量部	札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎	011-709-2311

9 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水郵便局	清水町南2条3丁目8番地	0156-62-2337
人舞郵便局	清水町字人舞210番地6	0156-62-2499
熊牛郵便局	清水町字熊牛71番地	0156-62-2337
御影郵便局	清水町御影本通4丁目2番地	0156-63-2120
NTT 東日本ー北海道 北海道東支店	帯広市東3条南12丁目2番地	0155-23-8920
NTT ドコモ 北海道支社帯広支店	帯広市大通南9丁目4 帯広大通ビル	0155-23-1680
KDDI au 帯広支店	帯広市大通南10丁目18番地	0155-21-7770
北海道電力株式会社 新得ネットワークセンター	上川郡新得町拓鉄141番地	0156-64-5303
日本赤十字社 北海道支部	札幌市中央区北1条西5丁目	011-231-7126
北海道旅客鉄道株式会社十勝清水駅	清水町本通1丁目1番地1	0156-62-2506
東日本高速道路株式会社北海道支社 帯広管理事務所	河東郡音更町字音更西2-7-3	0155-42-8151
NHK 帯広放送局	帯広市西5条南7丁目2番地2	0155-23-6504

10 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
HBC 帯広放送局	帯広市西2条南10丁目11-2 ISビル2階	0155-23-9125
STV 帯広放送局	帯広市東4条南13丁目	0155-23-8600
HTB 帯広支社	帯広市西3条南10丁目32 日本生命帯広駅前ビル	0155-22-0531
UHB 帯広支社	帯広市西4条南9丁目	0155-24-3446
十勝医師会	帯広市西5条南2丁目12-4	0155-28-2898

11 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
十勝清水町農業協同組合	清水町南2条1丁目	0156-62-2161
十勝農業共済組合西部支所	清水町字清水第1線50番地41	0156-62-2072
清水町商工会	清水町本通1丁目	0156-62-2208
清水町森林組合	清水町字御影南1線48番地	0156-63-2004
清水町建設業協会	清水町南4条西4丁目11番地	0156-62-2533
北海道エルピーガス災害対策協議会十勝支部	帯広市西5条南2丁目12番地4	0155-23-5993
帯広地方石油業協同組合清水支部	清水町南1条1丁目5番地	0156-62-2183
清水町社会福祉協議会	清水町南2条7丁目1番地	0156-69-2200

12 近隣市町村（十勝管内市町村）

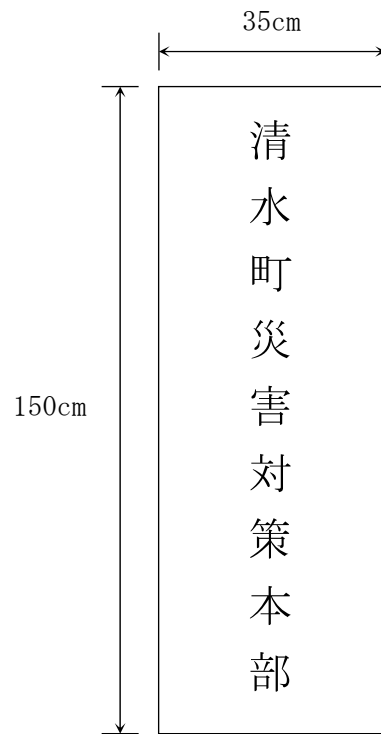
名 称	所 在 地	電 話 番 号
帯広市	帯広市西5条南7丁目1番地	0155-24-4111
音更町	河東郡音更町元町2番地	0155-42-2111
士幌町	河東郡士幌町字士幌225番地	01564-5-2211
上士幌町	河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地	01564-2-2111
鹿追町	河東郡鹿追町東町1丁目15番地1	0156-66-2311
新得町	上川郡新得町3条南4丁目26番地	0156-64-5111
芽室町	河西郡芽室町東2条2丁目14	0155-62-2611
中札内村	河西郡中札内村大通南2丁目3番地	0155-67-2311
更別村	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2111
大樹町	広尾郡大樹町東本通33番地	01558-6-2111
広尾町	広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1	01558-2-2111
幕別町	中川郡幕別町本町130番地1	0155-54-2111
池田町	中川郡池田町西1条7丁目11番地	015-572-3111
豊頃町	中川郡豊頃町茂岩本町125番地	015-574-2211
本別町	中川郡本別町北2丁目4番地	0156-22-2141
足寄町	足寄郡足寄町北1条4丁目37番地	0156-25-2141
陸別町	足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地	0156-27-2141
浦幌町	十勝郡浦幌町字桜町15番地6	015-576-2111

13 町内医療機関

名 称	住 所	電話番号
清水赤十字病院	清水町南2条2丁目1番地	62-2513
医療法人前田クリニック	清水町南1条4丁目1番地	62-2032
医療法人社団だい内科	清水町南4条4丁目2番地1	69-3555
御影診療所	清水町御影西2条3丁目13番地	63-2320
医療法人啓仁会病院	清水町御影本通5丁目9番地	63-3131

[防 災 組 織 等]

○ 資料 1 災害対策本部揭示板



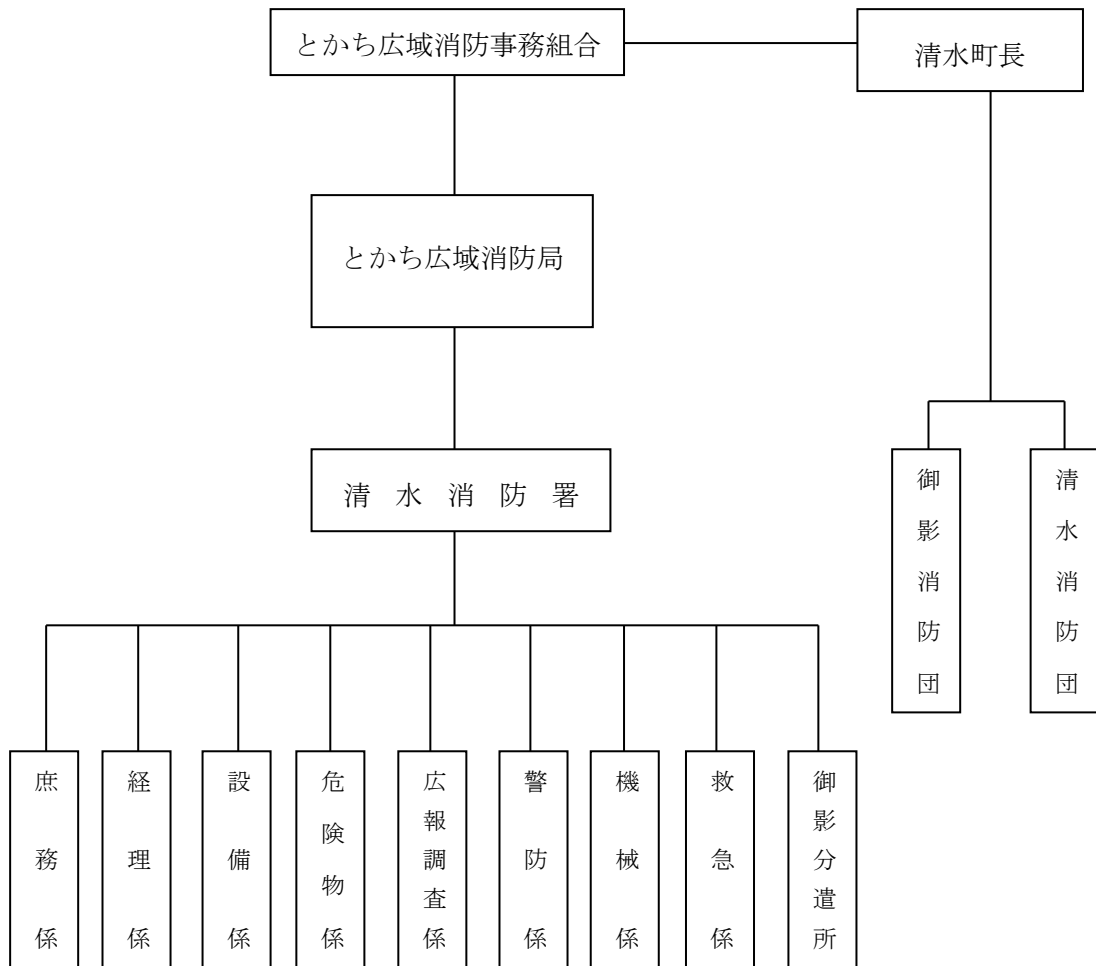
○ 資料 2 標 章



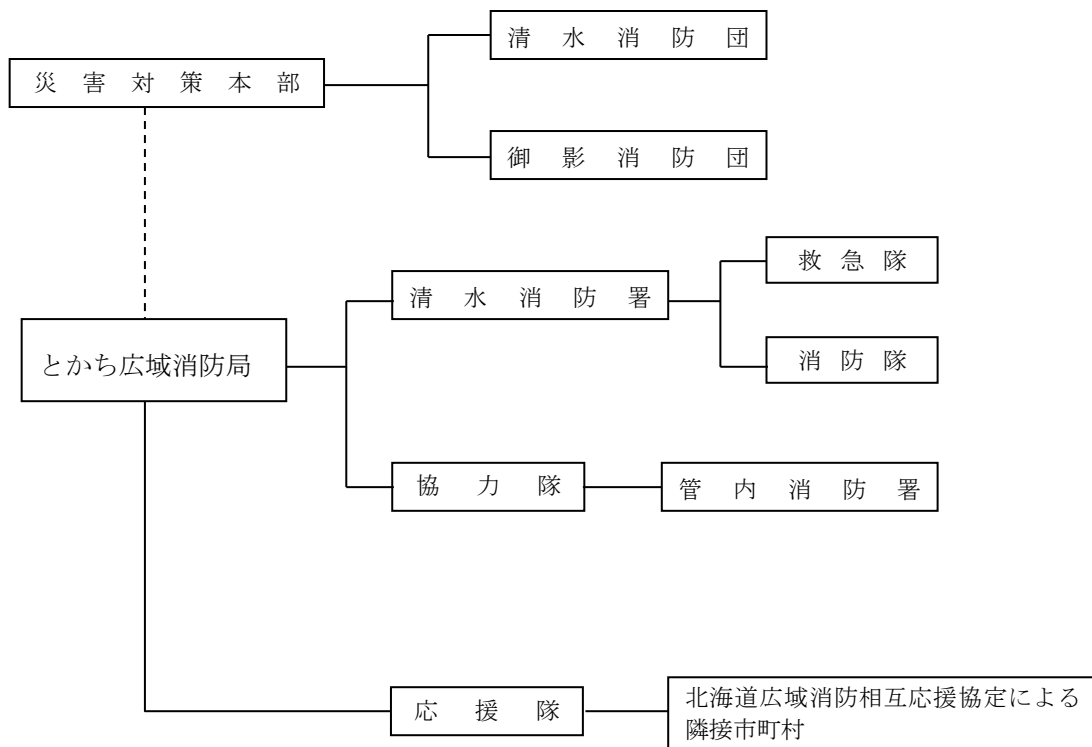
○ 資料 3 消防組織及び消防施設の現況

1 消防組織

(平常時の組織機構)



(非常時の部隊編成)



2 消防車両等の現況

地 域 名	消 防 署				
	消 防 ポ ン プ 自 動 車 等				
	ポ ン プ 車	化 学 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	救 急 車
清 水 地 区	1	1			2
御 影 地 区					
計	1	1			2

地 域 名	消 防 団		署・団							
	消防ポンプ車等		その他の消防車両							
	ポン プ 車	小 型 動 力	指 揮 車	広 報 車	水 槽 車	積 載 車	輸 送 車	工 作 車	訓 練 車	そ の 他
清 水 地 区	3	1		3	1					
御 影 地 区	2	1	1		1					
計	5	2	1	3	2					

3 消防水利施設の現況

地 域 名	消 火 栓	防 火 水 槽	防 火 井 戸	私 設 消 火 栓	計
清 水 地 区	124	24	1	0	149
御 影 地 区	28	20	1	0	49
そ の 他 地 域	1	6	0	0	7
計	153	50	2	0	205

4 消防無線施設の現況

設置・配備場所	固 定 局	基 地 局	易 無 線 局 デ ジ タ ル 簡
清 水	1	24	49
御 影	1	11	18
計	2	35	67

〔 気象・震度階級等 〕

○ 資料4 町の気象概況

要素	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	積雪の深さ 最大
	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(cm)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1984～2010
資料年数	30	30	30	30	30	26
1月	51.3	-6.5	-2.4	-11.7	1.9	59.0
2月	37.9	-6.0	-1.7	-11.4	1.9	66.0
3月	57.7	-1.6	2.7	-6.2	2.1	66.0
4月	66.1	5.2	10.5	-0.1	2.0	17.0
5月	93.7	10.9	16.8	5.1	1.8	1.0
6月	82.0	14.9	20.6	9.8	1.4	0.0
7月	141.1	18.3	23.2	14.2	1.2	0.0
8月	196.7	19.9	24.8	15.8	1.2	0.0
9月	161.7	15.6	20.7	11.0	1.3	0.0
10月	103.7	9.3	14.6	4.3	1.7	0.0
11月	81.1	2.8	6.9	-1.3	2.1	9.0
12月	56.8	-3.3	0.3	-7.4	2.1	34.0
年	1,129.6	6.6	11.4	1.9	1.7	75.0

*観測地点：町に最も近い気象庁の観測地点を掲載

資料：気象庁（*観測地点：新得）

○ 資料5 過去の災害の主な記録

発生年月日	種 別	地 域	被 害 状 況
大 3. 5. 7	火 災	清水市街	焼失戸数 54 戸
昭 7	水 害	熊 牛	床下浸水家屋 12 戸、畑流出 3.5ha 堤防の欠壊、橋梁の流出、道路の欠壊 被害額 256,800 円
昭 10. 8. 29	台風豪雨	町内一円	大小河川の氾らんにより農作物被害 被害面積 687ha 被害額 12,670 円
昭 22. 5. 14 ~17	水 害	町内一円	堤防、道路、田畑の欠壊流失 農作物被害 207ha 被害総額 10,172,038 円
昭 22. 5. 9	風 害	町内一円	農作物被害 600ha 被害額 386,259 円
昭 27. 3. 4	地 震	町内一円	十勝沖地震 (M8.2) 被災戸数 10 戸 被災人員 56 名 被害額 6,300,000 円
昭 29. 5. 10	風 害	町内一円	建物 住宅全壊 47 戸 非住宅全壊 38 戸 住宅半壊 207 戸 非住宅全壊 273 戸 住宅小破 767 戸 非住宅小破 434 戸 負傷者 重傷 2 名 軽傷 8 名 被害総額 142,791,000 円
昭 36. 7. 26	低気圧	町内一円	十勝川増水、中小河川氾濫により民家・畑が冠水 十勝川流域で孤立していた住民を消防団が救助
昭 37. 8. 3 ~4	台風 9 号 10 号	町内一円	橋梁全流出及び半流出等 20 ヶ所 道路決壊 20 ヶ所 河川決壊等 30 ヶ所 農地流出 83ha 農作物被害 5.453ha 床上浸水 18 戸、床下浸水 40 戸 被害額 446,000,000 円
昭 38. 1. 21	火 災	清水市街	工場全焼 1,126 m ²
昭 40. 9. 10	台風 23 号 24 号	町内一円	浸水畑 997ha 被害額 7,345,000 円
昭 41. 10. 13	火 災	中 熊 牛	学校全焼 504 m ² 被害額 7,295,000 円
昭 42. 11. 20	火 災	上 旭	焼失 1 戸 焼死幼児 3 名
昭 45. 6. 7	火 災	上 熊 牛	焼失 1 戸 焼死 3 名
昭 46. 2. 11	火 災	羽 帯	車両 1 台焼失 焼死 1 名
昭 46. 4. 13	火 災	羽 田 桐	福祉施設全焼 焼死 1 名
昭 46. 11. 13	火 災	人 舞	町有林焼失 18ha
昭 47. 9. 17	台風 20 号	町内一円	各小河川の氾らんにより浸水、道路欠壊、橋梁の流出、 農地の流出 住宅全壊 1 戸 住宅浸水 508 戸 畑地浸水 116ha 農作物被害 3,757ha 河川 25 ヶ所、道路欠壊 109 ヶ所、橋梁 10 ヶ所 被害額 473,194,000 円
昭 48. 5. 17	火 災	旭 山	住宅全焼 78 m ² 焼死 1 名

発生年月日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭 48. 8. 22	台風 10 号	町内一円	各小河川の氾らんにより道路決壊、橋梁の流出等 橋梁の流出 60m1ヶ所 道路の決壊 18ヶ所 河川用地決壊流出 150m 被害額 27,000,000 円
昭 53. 10. 26	火 災	清水市街	中学校 焼失面積 528 m ²
昭 53. 11. 10	火 災	清水市街	住宅全焼 64 m ² 焼死 1 名
昭 56. 8. 3 ～ 6	前線と台風 12 号による 大雨災害	町内一円	各河川の氾らんにより浸水、道路決壊、農地の流出、橋 梁橋脚沈下等 住宅・店舗床下浸水 59 戸 農地流出 7ha 農作物被害 3,353ha 農業用施設 16ヶ所 道路被害 124ヶ所 河川 23ヶ所 橋梁 3ヶ所 明渠 8 本 被害額 3,259,978,000 円
昭 56. 8. 23	台風 15 号	町内一円	風害による被害 住宅被害一部破損 1 件 非住家全壊 2 件 半壊 1 戸 農業施設 2 件 営農施設 全壊 40 件、半壊 8 件、一部破損 16 件、清掃 施設 1 件、公共施設 6 件 被害額 14,979,000 円
昭 58. 1. 5	火 災	東 羽 帯	住宅全焼 140 m ² 焼死 1 名
昭 62. 1. 29	雪 崩	国道 274 号 日勝トンネル入口	死亡 1 名 重傷 2 名、軽傷 4 名
昭 62. 9. 1	台風 12 号崩 れ温帯低気 圧	町内一円	風害による被害 死亡 1 名、重傷 6 名、軽傷 9 名 住宅被害一部破損 13 件、非住宅半壊 1 件、一部破損 2 件、 農業施設 12 件 公共施設 20 件、農作物 556ha 被害額 27,406,000 円
昭 63. 10. 22	事 故	国道 274 号 日勝峠 9 合目	交通事故 死者 3 名 負傷者 1 名
平 2. 12. 31	火 災	神 居 1	焼失面積 3,162 m ²
平 3. 11. 5	劇物漏えい	平 和	移動タンク車で希硫酸（劇物）を運搬中、タンク車が道 路路肩に転覆し、約 3,000 ㍓が漏洩し、地下浸透及び十 勝川水系小林川に流出
平 5. 9. 10	劇物漏えい	神 居	地下タンクより灯油漏えい 漏えい量 15,000㍓
平 6. 3. 17	火 災	国道 274 号	車両火災 1 台焼失 焼死 1 名
平 8. 8. 14	火 災	下 佐 幌	鶏舎全焼 1,357 m ²
平 10. 12. 22	火 災	清水市街	住宅全焼 焼死 2 名
平 13. 12. 5	火 災	清水市街	住宅全焼 136 m ² 焼死 1 名
平 14. 10. 1 ～11	前線と台風	町内一円	道路陥没 1 箇所、道路崩壊 12 箇所、土砂流失 2 箇所、農 作物被害

発生年月日	種 別	地 域	被 害 状 況
平 5. 9. 26	地 震	町内一円	十勝沖地震 (M8.0) 震度 5 弱
平 19. 11. 23	火 災	清水市街	住宅部分焼 焼死 1 名
平 23. 3. 11	地 震	町内一円	東北地方太平洋沖地震 (M9.0) 震度 4
平 25. 2. 3	地 震	町内一円	十勝地方中部を震源とする地震 震度 5 弱
平 28. 8. 30	台風 10 号	町内一円	大雨によるペケレベツ川等氾濫被害 行方不明者 2 名、住家全壊 6 戸、半壊 8 戸 作物被害 3,279ha、農地被害 203ha 町道 34 箇所通行止め、2,962 戸水道断水、210 戸農業用 水断水 被害額 18,319 百万円 (速報値)
平 30. 9. 6	地 震	町内一円	北海道胆振東部地震 震度 4 北海道内全域停電

○ 資料6 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

〔 災害危険箇所 〕

資料 7 水防区域

(平成 31 年度重要水防箇所)

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間	管理者
1	十勝川	左岸	熊牛築堤	80.80～81.00	0.38	堤防高	B		北海道開発局
2	十勝川	左岸	熊牛築堤	82.20～82.20	0.19	堤防高	B		北海道開発局
3	十勝川	左岸	熊牛築堤	82.60～82.60	0.19	堤防高	B		北海道開発局
4	十勝川	左岸	熊牛築堤	83.80～83.80	0.19	堤防高	B		北海道開発局
5	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.40～89.40	0.18	堤防高	B		北海道開発局
6	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.80～89.80	0.18	堤防高	B		北海道開発局
7	十勝川	左岸	熊牛築堤	90.20～90.20	0.18	堤防高	B	重点区間	北海道開発局
8	十勝川	右岸	羽帯築堤	80.80～81.20	0.64	堤防高	B		北海道開発局
9	十勝川	右岸	羽帯築堤	82.20～82.60	0.45	堤防高	B		北海道開発局
10	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.00～89.20	0.36	堤防断面	B		北海道開発局
11	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.40～89.40	0.18	堤防断面	A		北海道開発局
12	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.60～89.60	0.18	堤防断面	B		北海道開発局
13	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.80～90.00	0.36	堤防断面	A		北海道開発局
14	十勝川	左岸	熊牛築堤	90.20～90.20	0.18	堤防断面	A	重点区間	北海道開発局
15	十勝川	左岸	熊牛築堤	90.40～90.60	0.36	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
16	十勝川	右岸	人舞築堤	88.60～89.80	1.31	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
17	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	90.00～90.00	0.18	堤防断面	B		北海道開発局
18	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	90.20～91.60	1.44	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
19	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	92.40～93.20	0.90	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
20	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	93.40～93.40	0.18	堤防断面	B		北海道開発局
21	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	93.60～93.60	0.18	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
22	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	93.80～93.80	0.18	堤防断面	B		北海道開発局
23	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	95.40～95.40	0.18	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
24	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	95.60～96.40	0.18	堤防断面	B		北海道開発局
25	十勝川	右岸	御影築堤	78.80～80.20	1.65	法崩れ・スバリ	B		北海道開発局
26	十勝川	右岸	人舞築堤	88.40～89.40	0.94	法崩れ・スバリ	B	重点区間	北海道開発局
27	十勝川	右岸	人舞築堤	89.40～89.80	0.38	法崩れ・スバリ	B	重点区間	北海道開発局
28	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	90.00～91.60	1.46	法崩れ・スバリ	B	重点区間	北海道開発局
29	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	91.80～92.20	0.55	法崩れ・スバリ	B		北海道開発局
30	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	92.40～93.20	0.91	法崩れ・スバリ	B	重点区間	北海道開発局
31	十勝川	左岸	芽室太築堤	80.20～80.20	0.18	水衝・洗掘	A		北海道開発局
32	十勝川	左岸	熊牛築堤	85.40～85.40	0.19	水衝・洗掘	B		北海道開発局
33	十勝川	左岸	熊牛築堤	90.15～90.50	0.36	水衝・洗掘	A	重点区間	北海道開発局
34	十勝川	左岸	熊牛築堤	90.50～90.70	0.18	水衝・洗掘	B	重点区間	北海道開発局
35	十勝川	左岸	屈足築堤	96.60～97.00	0.60	水衝・洗掘	B		北海道開発局
36	十勝川	左岸	屈足築堤	97.40～97.40	0.20	水衝・洗掘	B		北海道開発局
37	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	93.60～93.60	0.18	水衝・洗掘	B	重点区間	北海道開発局
38	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	94.00～94.00	0.18	水衝・洗掘	B		北海道開発局
39	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	94.50～94.90	0.36	水衝・洗掘	A		北海道開発局
40	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	95.30～95.50	0.18	水衝・洗掘	B	重点区間	北海道開発局
41	十勝川	左岸	芽室太築堤	80.40～80.50	0.13	旧川跡	要注意		北海道開発局
42	十勝川	左岸	熊牛築堤	80.50～80.75	0.18	旧川跡	要注意		北海道開発局
43	十勝川	左岸	熊牛築堤	81.00～81.20	0.17	旧川跡	要注意		北海道開発局
44	十勝川	左岸	熊牛築堤	85.05～85.10	0.10	旧川跡	要注意		北海道開発局
45	十勝川	左岸	熊牛築堤	85.50～85.50	0.06	旧川跡	要注意		北海道開発局
46	十勝川	左岸	熊牛築堤	86.00～86.05	0.04	旧川跡	要注意		北海道開発局
47	十勝川	左岸	熊牛築堤	86.20～86.35	0.14	旧川跡	要注意		北海道開発局
48	十勝川	左岸	熊牛築堤	86.45～86.50	0.06	旧川跡	要注意		北海道開発局
49	十勝川	左岸	熊牛築堤	86.95～87.00	0.06	旧川跡	要注意		北海道開発局
50	十勝川	左岸	熊牛築堤	87.30～87.70	0.34	旧川跡	要注意		北海道開発局
51	十勝川	左岸	熊牛築堤	88.15～88.20	0.07	旧川跡	要注意		北海道開発局
52	十勝川	左岸	屈足築堤	95.90～96.30	0.33	旧川跡	要注意		北海道開発局
53	十勝川	左岸	屈足築堤	96.35～96.50	0.16	旧川跡	要注意		北海道開発局
54	十勝川	左岸	屈足築堤	98.30～98.40	0.14	旧川跡	要注意		北海道開発局
55	十勝川	右岸	御影築堤	77.30～77.40	0.06	旧川跡	要注意		北海道開発局
56	十勝川	右岸	御影築堤	77.95～78.05	0.10	旧川跡	要注意		北海道開発局
No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間	管理者

57	十勝川	右岸	御影築堤	78.20～78.30	0.08	旧川跡	要注意		北海道開発局
58	十勝川	右岸	御影築堤	78.50～78.60	0.14	旧川跡	要注意		北海道開発局
59	十勝川	右岸	御影築堤	78.80～78.90	0.12	旧川跡	要注意		北海道開発局
60	十勝川	右岸	御影築堤	79.10～79.20	0.13	旧川跡	要注意		北海道開発局
61	十勝川	右岸	御影築堤	79.90～80.15	0.22	旧川跡	要注意		北海道開発局
62	十勝川	右岸	羽帯築堤	80.70～80.80	0.14	旧川跡	要注意		北海道開発局
63	十勝川	右岸	羽帯築堤	80.20～81.30	1.09	旧川跡	要注意		北海道開発局
64	十勝川	右岸	羽帯築堤	81.80～82.05	0.32	旧川跡	要注意		北海道開発局
65	十勝川	右岸	人舞築堤	88.45～88.50	0.05	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
66	十勝川	右岸	人舞築堤	89.15～89.20	0.05	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
67	十勝川	右岸	人舞築堤	89.60～89.65	0.07	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
68	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	89.80～89.85	0.07	旧川跡	要注意		北海道開発局
69	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	89.90～89.95	0.05	旧川跡	要注意		北海道開発局
70	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	90.30～91.10	0.75	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
71	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	92.60～92.70	0.11	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
72	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	92.95～93.40	0.59	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
73	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	93.40～93.55	0.23	旧川跡	要注意		北海道開発局
74	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	94.40～94.60	0.15	旧川跡	要注意		北海道開発局
75	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	96.20～96.40	0.25	旧川跡	要注意		北海道開発局
76	中熊牛川	左岸			0.8	堤防高			清水町
77	ペケレバツ川	左岸		JR 根室本線鉄道橋～高速道路橋	1.15	水衝・洗掘	要注意		北海道
78	ペケレバツ川	右岸		新清橋～高速道路橋	0.4	水衝・洗掘	要注意		北海道
79	芽室川			町界～町界	1.40	水衝・洗掘	要注意		北海道
80	芽室川	左右岸		御影南6線町道千歳橋～羽帯南12線	5.00	水衝・洗掘	要注意		北海道
81	佐幌川	左右岸		十勝川合流点～町界	10.60	水衝・洗掘	要注意		北海道
82	小林川	左右岸		佐幌川合流点～羽帯南3線	5.60	水衝・洗掘	要注意		北海道
83	久山川	左右岸		芽室川合流点～旭山28番地先	7.5	水衝・洗掘	要注意		北海道
84	イソノ川	左右岸		久山川合流点～旭山41番地先	5.0	水衝・洗掘	要注意		北海道
85	ナイ川	左右岸		ペケレバツ川合流点～清水9線57番地先	4.2	水衝・洗掘	要注意		北海道
86	イワシマクシベツ川	左右岸		佐幌川合流点～道道北清水清水線	5.5	水衝・洗掘	要注意		北海道
87	ホネオップ川	左右岸		十勝川合流点～道道清水大樹線	5.0	水衝・洗掘	要注意		北海道
88	金平川	左右岸		佐幌川合流点～基線79番地先	3.5	水衝・洗掘	要注意		北海道

○ 資料 8-1 土砂災害危険箇所

箇所番号	箇所名
Ⅲ-8-25-726	清水 清水

○ 資料 8-2 地滑り・崖崩れ等危険区域

山 地 災 害 危 険 地 区						
番号	種別	災害発生予想区域			整備計画	
		地区名	字 名	危険度	実施機関	摘要
1	山腹崩壊	636-636-001	字御影	a 1	北海道	
2	山腹崩壊	636-636-002	字清水	a 1	北海道	
3	山腹崩壊	636-636-003	字羽帯	C 1	北海道	
4	山腹崩壊	636-636-004	字上佐幌	b 1	北海道	

番号	種別	災害発生予想区域			整備計画	
		地区名	字 名	危険度	実施機関	摘要
1	崩壊土砂流失	636-636-001	字熊牛	C 1	北海道	
2	崩壊土砂流失	636-636-002	字美蔓	C 1	北海道	
3	崩壊土砂流失	636-636-003	字美蔓	C 1	北海道	
4	崩壊土砂流失	636-636-004	字美蔓	C 1	北海道	
5	崩壊土砂流失	636-636-005	字美蔓	C 1	北海道	
6	崩壊土砂流失	636-636-006	字美蔓	C 1	北海道	
7	崩壊土砂流失	636-636-007	字羽帯	a 1	北海道	
8	崩壊土砂流失	636-636-008	字御影	b 1	北海道	
9	崩壊土砂流失	636-636-009	字御影	C 1	北海道	
10	崩壊土砂流失	636-636-010	字御影	C 1	北海道	
11	崩壊土砂流失	636-636-011	字御影	C 1	北海道	
12	崩壊土砂流失	636-636-012	字熊牛	C 1	北海道	
13	崩壊土砂流失	636-636-013	字美蔓	C 1	北海道	
14	崩壊土砂流失	636-636-014	字清水	C 1	北海道	
15	崩壊土砂流失	636-636-015	字人舞	C 1	北海道	

番号	種別	災害発生予想区域			整備計画	
		地区名	字名	危険度	実施機関	摘要
16	崩壊土砂流失	636-636-016	字御影	C1	北海道	
17	崩壊土砂流失	636-636-017	字熊牛	C1	北海道	
18	崩壊土砂流失	636-636-018	字美蔓	C1	北海道	
19	崩壊土砂流失	636-636-019	字美蔓	C1	北海道	
20	崩壊土砂流失	636-636-020	字美蔓	C1	北海道	
21	崩壊土砂流失	636-636-021	字美蔓	C1	北海道	
23	崩壊土砂流失	636-636-023	字熊牛	C1	北海道	
24	崩壊土砂流失	636-636-024	字美蔓	C1	北海道	
25	崩壊土砂流失	636-636-025	字美蔓	C1	北海道	
26	崩壊土砂流失	636-636-026	字美蔓	C1	北海道	
27	崩壊土砂流失	636-636-027	字美蔓	C1	北海道	
28	崩壊土砂流失	636-636-028	字美蔓	C1	北海道	

○ 資料9 砂防施設設置箇所

番号	水系	ダム名	工種	施工年度	砂防指定地	
					告示年月日	番号
1	十勝川	ペケレベツ川1号	砂防堰堤	S39～S41	S40.7.5	1691
2	〃	ペケレベツ川2号	砂防堰堤	S63～H5	S63.7.21	1600
3	〃	ペケレベツ川	流路工	H6～H13	H8.8.13	1681
4	〃	芽室川1号	砂防堰堤	S46～S48	S46.7.7	1129
5	〃	芽室川2号	砂防堰堤	S48～S50	S48.9.26	2011
6	〃	芽室川1号床固工	砂防堰堤	S52	S52.4.27	757
7	〃	芽室川2号床固工	砂防堰堤	S53	S53.6.9	1316
8	〃	芽室川3号	砂防堰堤	S54～S57	S54.4.11	827
9	〃	芽室川4号	砂防堰堤	S58～S60	S58.10.7	1692
10	〃	芽室川5号	砂防堰堤	S61～S63	S61.9.8	1489
11	〃	芽室川4号床固工	砂防堰堤	S61～S63	S61.9.8	1489
12	〃	芽室川3号床固工	砂防堰堤	S62～S63	S62.10.12	1733
13	〃	芽室川	流路工		H12.8.9	1734

番号	水系	ダム名	工 種	施工年度	砂防指定地	
					告示年月日	番号
14	十勝川	芽室川遊砂地	遊砂地	S61～H13 H2～H14	S53. 6. 9 S63. 7. 21 H1. 10. 6	1036 1600 1690
15	〃	芽室川新 3 号床固工	砂防堰堤	H8	H13. 12. 20	1776
16	〃	芽室川新 2 号床固工	砂防堰堤	H11	H12. 8. 9	1734
17	〃	芽室川新 1 号床固工	砂防堰堤	H10	H12. 8. 9	1734
18	〃	イワシマクシベ川 1 号	砂防堰堤	S53～S54	S53. 6. 9	1036
19	〃	北清水川	砂防堰堤	S56～S57	S56. 6. 20	1181

○ 資料 10 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在

(令和 2 年 2 月 1 日現在)

貯蔵・取扱の種類	施設数	備 考
屋内貯蔵所	2 施設	
屋外タンク貯蔵所	16 施設	休止中 2 施設含む
地下タンク貯蔵所	30 施設	
移動タンク貯蔵所	10 施設	
給油取扱所	19 施設	営業 8・自家用 11 (休止中 2 施設含む)
一般取扱所	13 施設	
合 計	90 施設	

1 屋内貯蔵所 (2 貯蔵所)

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	ホクレン農業協同組合 連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第 1 線 71 番地の 1	エタノール	2,000	アルコール類
			消泡剤	2,800	第 3 石油類
			消泡類	6,000	第 4 石油類
2	北清水町営育成牧場	清水町字清水 第 7 線 105 番地	ガソリン	400	
			軽油	600	
			廃油	1,000	
			エンジンオイル ギヤー油	3,000	

2 屋外タンク貯蔵所 (16 貯蔵所)

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	ホクレン農業協同組合連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第 1 線 71 番地の 1	重油	10,000	
2	日本甜菜製糖株式会社食品事業部 清水バイオ工場	清水町字清水 第 2 線 53 番地	重油	50,000	
3	日本甜菜製糖株式会社食品事業部 清水バイオ工場	清水町字清水 第 2 線 53 番地	重油	50,000	
4	田村建設株式会社	清水町字人舞 232 番地の 50	重油	44,000	休止中 H17. 6. 2

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
5	田村建設株式会社	清水町字人舞 232 番地の 50	重油	44,000	休止中 H17.6.2
6	田村商事有限会社	清水町字人舞 232 番地の 50	軽油	44,000	
7	田村商事有限会社	清水町字人舞 232 番地の 50	軽油	44,000	
8	株式会社マルマス十勝清水工場	清水町字清水 基線 44 番地の 3	重油	15,000	
9	十勝清水町農業協同組合 石油流通タンク	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	200,000	
10	十勝清水町農業協同組合 石油流通タンク	清水町字清水 基線 80 番地 2	軽油	200,000	
11	十勝清水町農業協同組合 石油流通タンク	清水町字清水 基線 80 番地 2	軽油	200,000	
12	株式会社日光	清水町字清水 783 番地	軽油	15,500	
13	北洋道路株式会社 清水プラント	清水町字人舞 232 番地	重油	30,000	
14	日本甜菜製糖株式会社食品事業部 清水バイオ工場	清水町字清水 第 2 線 53 番地	重油	30,000	
15	ホクレン農業協同組合連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第 1 線 73 番地 2	重油	49,500	
16	ホクレン農業協同組合連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第 1 線 73 番地 2	重油	49,500	

3 地下タンク貯蔵所 (30 貯蔵所)

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	清水町立清水小学校	清水町字清水 第 2 線 71 番地	重油	10,000	
2	清水町御影公民館	清水町御影東 1 条 5 丁目 1 番地 1	重油	6,000	
3	清水町立御影中学校	清水町字御影 南 2 線 73 番地	重油	8,000	
4	清水町農業研修会館	清水町字清水 第 4 線 59 番地	重油	5,000	
5	清水町体育館	清水町字清水 第 4 線 59 番地	重油	5,000	
6	清水町立清水中学校	清水町本通 11 丁目 7 番地	重油	10,000	
7	清水町文化センター	清水町南 3 条 3 丁目 1 番地	重油	20,000	
8	北海道清水高等学校	清水町北 2 条 西 2 丁目 2 番地	重油	10,000	
9	清水町立第一保育所	清水町北 2 条 1 丁目 12 番地	重油	4,900	
10	清水町役場	清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	重油	8,000	
11	障がい者支援施設清水旭山学園	清水町字旭山 南 8 線 58 番地 1	灯油	10,000	
12	清水町立御影小学校	清水町御影東 2 条 3 丁目 1 番地	重油	4,000	
13	清水町農村環境改善センター	清水町御影東 2 条 4 丁目 1 番地	重油	3,000	
14	西十勝農業センター(S61 乾燥貯留 施設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	9,600	

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
15	西十勝農業センター(S61 乾燥施設)	清水町字清水基線 80 番地 2	灯油	9,600	
16	西十勝農業センター(S63 乾燥施設)	清水町字清水基線 80 番地 2,5, 82 番地 12,13,14	灯油	19,000	
17	清水赤十字病院	清水町南 2 条 2 丁目 1 番地 1	重油	15,000	
18	清水町図書館・郷土史料館	清水町南 4 条 1 丁目 2 番地 4	重油	4,000	
19	清水町清掃センター	清水町字羽帯 83 番地 8	重油	5,000	
20	株式会社クラシック 北海道クラシックゴルフクラブ帯広コース	清水町字羽帯 4 番地 1	重油	4,000	
21	西十勝農業センター(S55 乾燥調整貯留施設)	清水町字清水基線 80 番地 2	灯油	19,000	
22	しみず温泉フロイデ	清水町字熊牛 126 番地 3	重油	10,000	休止中
23	清水町営公衆浴場	清水町 本通 1 丁目 2 番地 北 1 条 2 丁目 1 番地	重油	3,000	
24	清水町学校給食センター	清水町字清水基線 67 番地 77	重油	5,000	
25	清水町保健福祉センター	清水町南 3 条 2 丁目 1 番地	重油	15,000	
26	社会福祉法人清水旭山学園 障がい者支援施設あさひ荘	清水町字御影 499 番地 2	灯油	10,000	
27	西十勝農業センター(H12 乾燥貯留施設)	清水町字清水基線 80 番地 5, 82 番地 12,13,14	灯油	29,000	
28	ブリマハム株式会社 北海道工場	清水町本通西 2 丁目 11 番地 1	重油	30,000	
29	社会福祉法人清水旭山学園 特別養護老人ホームせせらぎ荘	清水町南 3 条 1 丁目 1 番地	重油	6,000	
30	西十勝農業センター(S50 乾燥貯留施設)	清水町字清水基線 80 番地 2	灯油	10,000	

4 移動タンク貯蔵所 (10 貯蔵所)

番号	事業所名	常置場所	品名	最大数量	備考
1	有限会社川端商会	清水町御影本通 2 丁目 12 番地	灯油・軽油	3,600	
2	十勝清水石油株式会社	清水町南 5 条西 4 丁目 2 番地 7	灯油・軽油・重油	3,000	
3	有限会社三好商店	清水町南 2 条 4 丁目 4 番地	灯油	3,000	
4	シミックス株式会社清水給油所	清水町南 2 条 10 丁目 10 番地	灯油・軽油	3,750	
5	有限会社山本石油 御影サービスステーション	清水町字御影南 1 線 57 番地	灯油・軽油	3,000	
6	北海道日通プロパン販売株式会社 清水営業所	清水町本通 6 丁目 9 番地 1	灯油	3,750	
7	有限会社清水興産	清水町南 1 条 4 丁目 9 番地	灯油・軽油	3,600	
8	十勝清水石油株式会社	清水町南 5 条西 4 丁目 2 番地 7	灯油	3,000	
9	十勝清水石油株式会社	清水町南 5 条西 4 丁目 2 番地 7	灯油・軽油・重油	6,000	
10	シミックス株式会社清水給油所	清水町南 2 条 10 丁目 8 番地	灯油・軽油・重油	3,400	

5 給油取扱所（19 取扱所）

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	十勝清水町農業協同組合 ホクレン清水給油所	清水町南 8 条 6 丁目 2 番地 1	ガソリン	34,000	セルフ
			軽油	14,000	セルフ
2	シミックス株式会社清水給油所	清水町南 2 条 10 丁目 10 番地	ガソリン	30,000	
			軽油	20,000	
			灯油	30,000	
			廃油	1,950	
3	有限会社川端商会	清水町御影本通 2 丁目 12 番地	ガソリン	13,000	
			軽油	7,000	
			灯油	10,000	
			第 4 石油	1,900	オイル
4	有限会社清水興産	清水町南 1 条 4 丁目 1 番地	ガソリン	19,100	
			軽油	10,000	
			灯油	19,000	
			廃油	1,950	
5	有限会社山本石油 御影サービスステーション	清水町字御影 南 1 線 57 番地	ガソリン	19,800	
			軽油	9,900	
			灯油	9,900	
			第 3 石油	2,000	オイル
6	十勝清水町農業協同組合 ホクレン御影給油所	清水町御影西 1 条 5 丁目 2 番地 1	ガソリン	30,000	セルフ
			軽油	20,000	セルフ
			灯油	576	
7	十勝清水石油株式会社	清水町南 4 条 10 丁目 2 番地 2	ガソリン	30,000	
			軽油	20,000	
			灯油	20,000	
			廃油	1,950	
8	株式会社風車 みかげ風車 SS	清水町字御影 南 1 線 45 番地 12	ガソリン	30,000	休止中
			軽油	40,000	休止中
			灯油	8,000	休止中
9	鈴蘭運輸株式会社	清水町字清水 第 3 線 70 番地	軽油	9,500	自家用
10	ヒラタ建設興業株式会社	清水町北 3 条西 6 丁目 14 番地	軽油	29,000	自家用
			灯油	10,000	自家用
11	三協運輸株式会社	清水町字人舞 232 番地の 4	軽油	19,000	自家用
12	高橋砂利興業有限会社	清水町字熊牛 145 番地	ガソリン	3,000	自家用 休止中
			軽油	7,000	H25. 1. 31

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
13	清水運送株式会社	清水町字清水 基線西 13 番地	軽油	20,000	自家用
14	株式会社谷口運輸	清水町南 5 条 11 丁目 1 番地 2	軽油	19,000	自家用
15	有限会社日勝運輸帯広営業所	清水町字清水 基線 53 番地の 7	軽油	19,200	自家用
16	株式会社大心輸送	清水町字清水 基線 48 番地 11	軽油	20,000	自家用
17	清水開発工業株式会社	清水町字清水 728 番地 1	軽油	20,000	自家用
18	東日本高速道路(株)北海道支社 帯広管理事務所十勝清水 IC	清水町字清水 第 7 線 59 番地 1	軽油	4,000	自家用
19	株式会社クラシック 北海道クラシックゴルフクラブ帯広コース	清水町字羽帯 4 番地 1	ガソリン	5,000	自家用
			軽油	5,000	自家用

6 一般取扱所 (13 取扱所)

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	日本甜菜製糖株式会社食品事業部 清水バイオ工場工場	清水町字清水 第 2 線 53 番地	重油	4,000	ボイラー
2	プリマハム株式会社 北海道工場	清水町本通西 2 丁目 11 番地	重油	5,000	ボイラー
3	西十勝農業センター(S55 乾燥調製 貯留施設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	1,500	ボイラー
4	西十勝農業センター(S61 乾燥貯留 施設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	1,500	ボイラー
5	西十勝農業センター(S61 乾燥施 設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	1,500	ボイラー
6	西十勝農業センター(S63 乾燥施 設)	清水町字清水基線 80 番地 5, 82 番地 12.13.14	灯油	1,980	ボイラー
7	西十勝農業センター(S50 乾燥貯留 施設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	1,320	ボイラー
8	十勝清水町農業協同組合 石油流通タンク	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油 軽油	48,000	ローリー 充てん
9	田村商事有限会社	清水町字人舞 232 番地 50	軽油	4,000	ローリー 充てん
10	有限会社三好商店	清水町南 2 条 4 丁目 6 番地	灯油	9,900	詰替え
11	北洋道路株式会社清水プラント	清水町字人舞 232 番地	重油	7,000	ボイラー
12	西十勝農業センター(H12 乾燥貯留 施設)	清水町字清水基線 80 番地 5, 82 番地 12.13.14	灯油	9,000	ボイラー
13	ホクレン農業協同組合連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第 1 線 73 番地 2	重油	18,900	ボイラー

〔 避難・物資・資機材 〕

○ 資料 11 指定緊急避難場所及び指定避難所

＜指定緊急避難場所＞（災害時に緊急かつ一時的に避難する場所）

緊急避難場所			所在	電話番号
洪水及び 内水氾濫の場合	崖崩れ、土石流及び 地滑り、大規模火災 の場合	地震の場合		
清水小学校	清水小学校	清水小学校グラウンド	上川郡清水町字 清水第 2 線 71 番 地	0156-62-2082
清水高校	清水高校	清水高校グラウンド	上川郡清水町北 2 条西 2 丁目	0156-62-2156
清水中学校	清水中学校	清水中学校グラウンド	上川郡清水町本 通 11 丁目	0156-62-2617
		北地域集会所前広場	上川郡清水町北 2 条 7 丁目	0156-62-2111
		東地域集会所横広場	上川郡清水町南 9 条 8 丁目	0156-62-2111
	文化センター	清水中央公園	上川郡清水町南 3 条 3 丁目	0156-62-5115
	老人福祉センター	有明公園多目的広場	上川郡清水町南 2 条 7 丁目	0156-62-2582
	農業研修会館	農業研修会館前広場	上川郡清水町字 清水第 4 線 59 番 地	0156-62-2521
		西地域集会所前広場	上川郡清水町南 2 条西 5 丁目	0156-62-2111
御影中学校	御影中学校	御影中学校グラウンド	上川郡清水町字 御影南 2 線 73 番 地	0156-63-2562
御影小学校	御影小学校	御影小学校グラウンド	上川郡清水町御 影東 2 条 3 丁目	0156-63-3560
御影公民館	御影公民館	御影公民館前広場	上川郡清水町東 1 条南 2 丁目	0156-63-2111
		鉄南中央公園	上川郡清水町御 影東 1 条 5 丁目	0156-63-2111
旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	旧下佐幌小学校グラ ウンド (さくらさくらグラ ウンド)	上川郡清水町字 下佐幌基線 98 番 地	0156-62-2111
旧下人舞小学校	旧下人舞小学校	旧下人舞小学校グラ ウンド	上川郡清水町字 人舞 169 番地	0156-62-2111

緊急避難場所			所在	電話番号
洪水及び 内水氾濫の場合	崖崩れ、土石流及び 地滑り、大規模火災 の場合	地震の場合		
人舞福祉館	人舞福祉館	人舞福祉館前広場	上川郡清水町字 人舞 289 番地	0156-62-5281
旧北熊牛小学校 (きたくま文化蔵)	旧北熊牛小学校 (きたくま文化蔵)	旧北熊牛小学校グラウ ンド (きたくま文化蔵グラ ウンド)	上川郡清水町字 熊牛 125 番地	0156-62-6888
熊牛福祉館 (旧熊牛小学校)	熊牛福祉館 (旧熊牛小学校)	熊牛福祉館前グラウン ド (旧熊牛小学校グラ ウンド)	上川郡清水町字 熊牛 68 番地 13	0156-62-5765
旧松沢小学校 (松沢の郷)	旧松沢小学校 (松沢の郷)	旧松沢小学校グラウン ド	上川郡清水町字 熊牛 11	0156-62-5683
美蔓福祉館 (旧美蔓小学校)	美蔓福祉館 (旧美蔓小学校)	美蔓福祉館前広場 (旧美蔓小学校グラウ ンド)	上川郡清水町字 美蔓西 23 線 85	0156-62-5556
上清水福祉館	上清水福祉館	上清水福祉館前広場	上川郡清水町字 清水第 3 線 32	0156-62-4096
羽帯福祉館	羽帯福祉館	羽帯福祉館前広場	上川郡清水町字 羽帯南 2 線 97	0156-63-3200
	少年自然の家	少年自然の家広場	上川郡清水町字 羽帯南 10 線 94	0156-63-2139
	剣の郷創造館 (旧旭山小学校)	剣の郷創造館グラウン ド (旧旭山小学校グラウ ンド)	上川郡清水町字 旭山 31	0156-63-2568

※電話番号は、施設の番号若しくは管理者の番号です。

※災害の状況により最寄の避難場所が危険な場合は、近隣の避難場所を利用することとします。

※地震の場合において建物を指定緊急避難場所に指定するためには、新耐震基準を満たしていなければならないことから、本町では屋外の広場等を指定いたします。

<指定避難所> (被災者が一定期間避難生活を送る場所)

避難所	所在	電話番号
清水小学校	上川郡清水町字清水第 2 線 71	0156-62-2082
清水高校	上川郡清水町北 2 条西 2 丁目	0156-62-2156
清水中学校	上川郡清水町本通 11 丁目	0156-62-2617
文化センター	上川郡清水町南 3 条 3 丁目	0156-62-5115
老人福祉センター	上川郡清水町南 2 条 7 丁目	0156-62-2582
農業研修会館	上川郡清水町字清水第 4 線 59	0156-62-2521

避難所	所在	電話番号
御影中学校	上川郡清水町字御影南 2 線 73	0156-63-2562
御影小学校	上川郡清水町御影東 2 条 3 丁目	0156-63-3560
御影公民館	上川郡清水町御影東 1 条 5 丁目	0156-63-2111
下佐幌福祉館	上川郡清水町字下佐幌基線 97 番地の 4	0156-62-5462
旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	上川郡清水町字下佐幌基線 98	0156-62-2111
下人舞福祉館	上川郡清水町字人舞 169 番地	0156-62-5509
旧下人舞小学校	上川郡清水町字人舞 169	0156-62-2111
人舞福祉館	上川郡清水町字人舞 289	0156-62-5281
旧北熊牛小学校 (きたくま文化蔵)	上川郡清水町字熊牛 125	0156-62-6888
熊牛福祉館 (旧熊牛小学校)	上川郡清水町字熊牛 68	0156-62-5765
旧松沢小学校 (松沢の郷)	上川郡清水町字熊牛 11	0156-62-5683
美蔓福祉館 (旧美蔓小学校)	上川郡清水町字美蔓西 23 線 85	0156-62-5556
上清水福祉館	上川郡清水町字清水第 3 線 32	0156-62-4096
羽帯福祉館	上川郡清水町字羽帯南 2 線 97	0156-63-3200
少年自然の家	上川郡清水町字羽帯南 10 線 94	0156-63-2139
剣の郷創造館 (旧旭山小学校)	上川郡清水町字旭山 31	0156-63-2568

※電話番号は、施設の番号若しくは管理者の番号です。

※災害の状況により最寄の避難所が危険な場合は、近隣の避難所を利用することとします。

○ 資料 12-1 防災資機材及び救援物資保有状況

(令和元年 12 月現在)

防災資機材及び救援物資名	数 量	備 考
水道応急給水パック (容量 6 リットル)	485 個	保管先：浄水場
仮設給水槽 (容量 2 トン)	1 台	保管先：浄水場
応急給水栓	1 セット	保管先：浄水場
災害時用備蓄米	1,503 食	保管先：役場倉庫・避難所 ※2,500 食備蓄予定
災害時用缶詰パン	278 缶	保管先：役場倉庫・避難所
災害時用ビスケット	912 袋	保管先：役場倉庫・避難所
災害時用毛布	1,000 枚	保管先：役場倉庫・避難所
保温シート	400 枚	保管先：役場倉庫

○ 資料 12-2 水防資機材保有状況

資 機 材名	数 量	資 機 材名	数 量
麻袋・土のう袋類	1,500 袋	スコップ	12 丁
ロープ (縄)	1 kg	鉋	2 丁
木杭・鉄杭	100 本	鎌	2 丁
掛矢	2 丁	ハンマー	2 丁
ツルハシ	2 丁	一輪車	1 台

[通信・輸送]

○ 資料 13 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 14 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 15 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。

この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運行できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。
この要領は、平成18年4月1日から施行する。
この要領は、平成19年6月1日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 16 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A 町のものが隣接の B 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B 町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1 ヶ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1 ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床 上 浸 水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床 下 浸 水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
③ 非住家被害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農 地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm 以下にあっては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあっては 5cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農 業 用 設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共 同 利 用 設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
	河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑤ 土木被害	砂防設備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道 路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋 梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
下 水 道	<p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	

被害区分		判 断 基 準
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判断基準
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

⑬その他

○ 資料 17 応急金融の要綱

(平成 23 年度)

融資の名称		内容・資格・条件等					
生活福祉資金	総合支援資金	資金の種類	内容	貸付限度 (円)	据置期間	償還期間	利子
		生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身) 月 150,000 円以内 (複数世帯) 月 200,000 円以内	最終貸付日から 6 か月以内	据置後 10 年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	貸付の日から 6 か月以内 (生活支援費と併せ貸しの場合、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000 円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために必要な費用 (別表参照)	5,800,000 円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付の日から 6 か月以内	据置後 20 年以内 ※資金の用途に応じて上限目安年数を設定	無利子 (連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	100,000 円以内	貸付の日から 2 月以内	据置後 12 か月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500,000 円以内	卒業後 6 か月以内	据置後 20 年以内	無利子
		教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	(高校) 月 35,000 円以内 (高専)・(短大) 月 60,000 円以内 (大学) 月 65,000 円以内 特に必要と認める場合は 1.5 倍まで可能			
	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付	(土地評価額の 7 割) 月額 300,000 円以内	契約終了後 3 か月以内	据置期間 終了時	年 3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率
		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	(土地評価額の 7 割) 生活扶助額の 1.5 倍以内	契約終了後 3 か月以内	据置期間 終了時	

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から 2 年以内とすることができる。

融資の名称	内容・資格・条件等				
生活福祉資金	(福祉資金福祉費別表)				
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能修得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障がい者用の自動車の購入に必要な経費	障がい者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要なと認められる場合 2,300,000円	5年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要なと認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,870,000円 団体 4,320,000円		1年	7年以内	無利子 (保証人無 1.0%)
	事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,440,000円		6か月	7年以内	無利子 (保証人無 1.0%)
	修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円 高等専門学校 月額[1~3年]52,500円 [4~5年]90,000円 短期大学、専修学校(専門課程) 月額90,000円 大学 月額96,000円 専修学校(一般課程) 月額48,000円	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校(一般課程)は5年以内	無利子
	技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等)	一般 月額68,000円 特別 一括816,000円(12月相当) 運転免許 460,000円	知識、技能を習得する中5年をこえない範囲内	知識、技能修得後1年	20年以内	無利子 (保証人無 1.0%)
	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 特別460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する中5年をこえない範囲内	知識、技能修得後1年	20年以内	無利子
	就職支度金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 330,000円		1年	6年以内	無利子 (親の場合保証人無 1.0%)

融資の名称	内容・資格・条件等						
母子父子寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦 医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円		6か月	5年以内	無利子（保証人無1.0%）
	生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童 寡婦	知識技能修得金借受期間中の生活費補給資金 ----- 医療介護資金借受期間中の生活費補給資金 月額 （一般）105,000円 （技能）141,000円 ----- 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金	知識技能修得期間中5年以内 ----- 医療介護を受けている期間中1年以内 ----- 離職した日の翌日から1年以内	知識、技能修得後6か月 ----- 医療、介護終了後6ヶ月 ----- 生活安定の期間若しくは失業中の期間満了後6ヶ月	20年以内 ----- 5年以内 ----- 生活安定8年以内 失業5年以内	無利子（保証人無1.0%） ----- 無利子（保証人無1.0%） ----- 無利子（保証人無1.0%）
	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	一般 1,500,000円 特別 2,000,000円		6か月	6年以内（特別は7年以内）

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
	転 宅 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住 宅の賃借に際し必要な 資金	260,000 円		6 か月	3 年 以内	無利子 (保証 人無 1.0%)
	就 学 支 度 資 金	母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない 児童 寡婦が扶養する 子	就学、修業するために必要 な被服等の購入に必要な 資金	小学校 63,100 円 中学校 79,500 円 公立高校等 160,000 円 修業施設 282,000 円 私立高校等 420,000 円 国立大学・短大等 380,000 円 私立大学・短大等 590,000 円		6 か月	就学 20 年以 内 修業 5年以内	無利子
	結 婚 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子 家庭の父が扶養する児 童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の結婚に際 し、必要な資金	300,000 円		6 か月	5 年 以内	無利子 (保証 人無 1.0%)
上記内容について、注意事項あり。詳細の確認が必要。								

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	<p>実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。</p> <p>対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。</p> <p>貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p>				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	無利子 ただし、保証人 が必要 (例外あり)	3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年 〔措置期間 を含む〕	半年賦 年賦 月賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊(1の場合を除く) 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合	ただし、保証人 が必要 (例外あり)	〔特別の事情 がある場合 は5年〕	〔措置期間 を含む〕	半年賦 年賦 月賦	
ア ①と②のイが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のウが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当 する場合であって、被災した住居を 建て直すに際し、残存部分を取り壊 さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円	ただし、保証人 が必要 (例外あり)	〔特別の事情 がある場合 は5年〕	〔措置期間 を含む〕	半年賦 年賦 月賦	
イ ②のウの場合 3,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等																																												
災害復興住宅資金	<p>1 融資対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 <p>(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方</p> <p>(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方</p> <p>(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年 収</td> <td>400 万円未満</td> <td>400 万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</p> <p>2 融資条件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建設</th> <th>購入</th> <th>補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の規格</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・築年数に制限なし。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。 *中古住宅～申込日において竣工日から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 </td> <td>築年数に制限なし。</td> </tr> <tr> <td>住宅部分床面積</td> <td colspan="3">床面積の制限はなし。ただし、店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の約 2 分の 1 以上であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>建設資金 1,680 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 450 万円 特例加算 520 万円</td> <td>購入資金 2,650 万円 特例加算 520 万円</td> <td>補修資金 740 万円 整地資金 又は引方移転資金 450 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">返済期間</td> <td>返済期間</td> <td colspan="2">35 年以内 *完済時 80 歳上限</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3 年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付金利</td> <td colspan="2">基本融資年 0.45%、特例加算年 1.35%</td> <td>年 0.45%</td> </tr> <tr> <td>受付期間</td> <td colspan="3">り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から 2 年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利率は（令和 2 年 2 月 1 日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）</p>				年 収	400 万円未満	400 万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下	区分	建設	購入	補修	住宅の規格	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数に制限なし。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。 *中古住宅～申込日において竣工日から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 		築年数に制限なし。	住宅部分床面積	床面積の制限はなし。ただし、店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の約 2 分の 1 以上であること。			その他	各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること			融資限度額	建設資金 1,680 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 450 万円 特例加算 520 万円	購入資金 2,650 万円 特例加算 520 万円	補修資金 740 万円 整地資金 又は引方移転資金 450 万円	返済期間	返済期間	35 年以内 *完済時 80 歳上限		据置期間	3 年以内		貸付金利	基本融資年 0.45%、特例加算年 1.35%		年 0.45%	受付期間	り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から 2 年間		
	年 収	400 万円未満	400 万円以上																																										
	総返済負担率	30%以下	35%以下																																										
	区分	建設	購入	補修																																									
	住宅の規格	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数に制限なし。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。 *中古住宅～申込日において竣工日から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 		築年数に制限なし。																																									
	住宅部分床面積	床面積の制限はなし。ただし、店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の約 2 分の 1 以上であること。																																											
	その他	各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること																																											
	融資限度額	建設資金 1,680 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 450 万円 特例加算 520 万円	購入資金 2,650 万円 特例加算 520 万円	補修資金 740 万円 整地資金 又は引方移転資金 450 万円																																									
	返済期間	返済期間	35 年以内 *完済時 80 歳上限																																										
		据置期間	3 年以内																																										
貸付金利	基本融資年 0.45%、特例加算年 1.35%		年 0.45%																																										
受付期間	り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から 2 年間																																												

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティネット 資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体が農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.1%（R2.2.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
市町村 株式会社日本政策金融公庫及び 農林中央金庫等公庫の事務受託 金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	貸付の対象	(ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者」という) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	融資額	農林漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円 (法人25,000,000円)) 漁具購入 50,000,000円
	償還期間	農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内)
	貸付利率	農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者
	貸付利率	年6.5%以内
	貸付利率	損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内
	貸付利率	特別被害地域の特別被害農業者 年3.0%以内
	※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	貸付の対象	農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植
	貸付限度	1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
	貸付期間	15年(うち据置3年)以内。ただし、果樹の改植は25年(うち据置10年)以内
	貸付利率年	0.1%(R2.2.20現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧
	貸付の対象	被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船1,000万円その他施設300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率年	0.1%(R2.2.20現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等) <ul style="list-style-type: none"> 被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の30%以上のもの 被害林業者 林作物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの 被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの 被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 株式会社日本政策金融公庫 び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、ただし、計画森林にあつては、90%相当額 35年以内（20年以内の据置期間含む） 0.10～0.25%（R2.2.20現在）
樹苗養成資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内（5年以内の据置期間含む） 0.10～0.25%（R2.2.20現在）
林道資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.10～0.25%（R2.2.20現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 15年以内（3年以内の据置期間含む） 0.1%（R2.2.20現在）
共同利用施設 資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.1%（R2.2.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業経営維持資金	貸付の対象	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人（ただし、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者）及び林業を営む法人（ただし、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。）並びに森林組合同連合会等（ただし、前期の者に転貸する場合に限る。）
	貸付限度額	個人 60万円（ただし、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額） 法人 800万円
	償還期間	20年以内（原則一括払い）
	貸付利率	0.10～0.25%（R2.2.20現在）
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3.00%

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫 び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付（災害貸付）」	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件 						
	融資対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの 					
	資金用途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融資金額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融資期間	<table border="1"> <tr> <td>10年以内（据置2年以内）</td> <td>7年以内（据置2年以内）</td> </tr> </table>	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）			
	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）					
	融資利率	<table border="1"> <tr> <td>[固定金利]</td> <td>[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.30%</td> <td>年1.30%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.50%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.30%	年1.30%	10年以内 年1.50%
[固定金利]	[変動金利]						
5年以内 年1.30%	年1.30%						
10年以内 年1.50%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担保・償還方	取扱金融機関の定めるところによる						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き						

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融 資 対 象 者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む） 前年の総所得が 600 万円以下の方	2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が 600 万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融 資 金 額	中小企業に働く方・季節労働者の方 120 万円以内 中小中小企業に働く方・離職者の方 100 万円以内		
	融 資 期 間	8 年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		5 年以内 （6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融 資 利 率	年 1.60%	年 0.60%	
	償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

○ 資料 18 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等																													
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																													
制度の対象となる自然災害	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 <p>(2) 支援対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 																													
支給条件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） ⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費 <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収） ≤ 500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>150万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障がい者、1級の精神障がい者、1、2級の身体障がい者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収） ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円	500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯	75万円	150万円	700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	合 計																													
		①～④	⑤～⑧																											
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																											
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																											
年収等の要件	支給限度額																													
	複数世帯	単数世帯																												
（年収） ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円																												
500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯	75万円	150万円																												
700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																													

〔 条例・協定等 〕

○ 資料 19 清水町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき清水町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に定める事務をつかさどる。

- (1) 清水町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会議及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) とちかち広域消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 消防団長のうちから町長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則（昭和 38 年 4 月 1 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 38 年 6 月 21 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日より施行し、昭和 38 年 4 月 1 日に遡つて適用する。

附 則（昭和 44 年 3 月 25 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 24 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 6 月 19 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 9 月 26 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 30 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 20 清水町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 6 日条例第 9 号
改正

平成 20 年 9 月 17 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、清水町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 17 日条例第 23 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(災害救助条例の廃止)

2 災害救助条例（昭和 29 年清水町条例第 58 号）は、廃止する。

○ 資料 21 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第 4 条の 2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）

第 6 条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内に応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)

2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成29年4月27日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 区	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とちち広域消防事務組合

○ 資料 22 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定

協定締結事業者等一覧

締結年月日	相手方	内 容
平成 8 年 8 月 27 日	静岡県清水町・福井県福井市 和歌山県有田川町	○全国清水町災害応援協定 職員の派遣、資材及び物資提供、車両の提供、被災者の一時受入等
平成 11 年 3 月 5 日	日本水道協会北海道地方 支部道東地区協議会	○日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定 ・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・応急復旧用資材の提供 ・工事業者のあっせん ・そのほか特に要請のあった事項
平成 19 年 7 月 6 日	社団法人十勝歯科医師会	○災害時の歯科医療救護活動に関する協定 災害時における歯科医療救護に関する活動
平成 22 年 9 月 9 日	北海道 コカ・コーラボトリング株 式会社	○災害対応型自動販売機による協働事業に関する 協定 災害対応型自動販売機を活用した各種災害情 報の提供及び飲料の提供
平成 23 年 2 月 1 日	北海道エルピーガス 災害対策協議会十勝支部	○災害等の発生時における清水町と北海道エルピー ガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関す る協定 災害時における復旧及び避難場所等への LP ガ スの提供
平成 23 年 6 月 15 日	一般財団法人 北海道電気保安協会	○災害時協力協定 ・公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応 急対策活動 ・公共施設の電力復旧工事の監督・指導及び検査
平成 24 年 3 月 17 日	社団法人 国霊柩自動車協会	○災害時における遺体搬送等に関する協定 ・霊柩自動車等による遺体搬送 ・遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作 業等の役割の提供 ・その他、遺体搬送等に必要な事項
平成 24 年 4 月 18 日	帯広地方石油業共同組合 帯広地方石油業共同組合 清水支部	○災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 災害時において、清水町が必要とする石油類燃 料を優先かつ安定的に提供を行う。
平成 24 年 10 月 23 日	宮城県大郷町	○災害時相互援助に関する協定 地震等により災害が発生した場合、両自治体が 相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂 行する。 ・物的援助 ・人的援助 ・被災者支援 ・その他要請のあった事項
平成 24 年 11 月 9 日	清水町商工会	○災害時における生活関連物資の供給に関する協定 災害により町民の日常の生活に支障が生じる 場合、清水町商工会に所属する会員等の協力を得 て食料品や日用品などの生活関連物資の確保に 努め、必要に応じ被災者に提供することにより、 町民生活の早期安定を図る。

締結年月日	相手方	内 容
平成 26 年 3 月 20 日	清水町内郵便局	○災害発生時における清水郵便局と清水町の協力に関する協定 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供 ・郵便局が所有する車両を緊急車両として提供 ・災害時における郵便・貯金・保険の非常取扱い
平成 27 年 2 月 17 日	一般社団法人 十勝地区トラック協会	○緊急時における輸送業務等に関する協定 緊急時における緊急物資の輸送業務を行う。
平成 29 年 6 月 29 日	株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	○災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定 災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図る。
平成 29 年 7 月 19 日	NPO法人 コメリ災害対策センター	○災害時における物資供給に関する協定 災害の発生時又は発生するおそれがある場合、物資を迅速かつ円滑に供給を行う。
平成 29 年 8 月 2 日	マックスバリュ北海道 株式会社	○災害時における支援協力に関する協定 災害の発生時又は発生するおそれがある場合、緊急物資の調達支援を行う。
平成 29 年 9 月 1 日	株式会社ゼンリン	○災害時における地図製品等の供給等に関する協定 災害において地図製品等の供給等を行うとともに、平常時から情報交換を行い防災力の向上に努める。
平成 30 年 8 月 21 日 (内容見直し)	清水町建設業協会	○清水町における災害応急対策支援に関する協定 災害時において清水町が管理する道路、河川、明渠排水及びそれらを補完する施設、並びに上下水道施設等の災害応急対策

○ 資料 23 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）

第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第 67 条第 1 項及び第 68 条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供及びあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村と連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第 6 条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援の要請の手続）

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等

- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
 - 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

- 第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
 - 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
 - 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。
- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
 - 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町	上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村	留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村	宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町	オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
日高振興局	日高振興局管内の町	十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町	釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町	根室振興局	根室振興局管内の市町

○ 資料 24 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、清水町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 清水町長

○ 資料 25 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体

清水町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）

1. 基本的考え方（避難支援プランの背景と目的）

近年、集中豪雨や台風による風水害、大規模地震など全国各地で大きな災害が発生している。本町においても、平成 28 年 8 月 17 日から 23 日の 1 週間に 3 つの台風が本道に上陸し、大雨による河川の増水状況が続いた中、8 月 30 日から 31 日未明にかけて台風 10 号が本町付近に最も接近し、猛烈な雨量を観測し大きな被害が発生した。

こうした中、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する方）のうち、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）が、迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、避難行動要支援者を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこに避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定する必要がある。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時の避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2. 避難支援等関係者となる者

町は、町内会・農事組合・自治会・自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会、福祉関係者、消防機関、警察と連携し、個々の避難行動要支援者に対する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、町内会・農事組合・自治会・自主防災組織の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定にあたっては、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、避難行動要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において避難行動要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととする。

町は、大規模地震が発生した場合や風水害により災害の発生が予測される場合に、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置する。

避難行動要支援者の避難支援については、災害対策本部の中に民生対策部として「援護班」「医療班」を設置し、町内会・農事組合・自治会・自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会、福祉関係者、消防機関、警察と協力し避難の支援を行うこととする。

3. 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

避難行動要支援者として名簿へ登録する者の範囲は、次のとおりとする。

（1）生活の基盤が自宅にある一人暮らし又は 70 歳以上のみの世帯で、①～⑥のいずれかの要件に該当する方。

- ① 要介護認定 3～5 を受けている方
- ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障がいの方
- ③ 療育手帳 A を所持する知的障がいの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する方
- ⑤ 道の生活支援を受けている難病の方
- ⑥ 清水町緊急通報機器設置事業又は高齢者等見守り安心事業の利用の方

（2）生活の基盤が自宅にあり、本人が支援を希望し町長が適当と認めた方。

4. 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿（別記様式1）には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所及び町内会
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

5. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

要介護高齢者や障がい者等の情報は保健福祉課で集約し、要介護状態区分や障害種別、支援区分を把握する。

なお、町で把握していない難病患者等に係る情報等で避難行動要支援者名簿の作成のために必要がある時は、道知事に対し提供を求め把握する。

6. 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

新たに町に転入してきた要介護高齢者、障がい者等また、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町は避難支援等関係者へ通知する。

7. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町はあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

ただし、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者本人又は親権者や法定代理人等からの同意が必要なことから、同意を得るための様式（別記様式2）により、同意を得たものに限り名簿情報の提供を行う。

なお、名簿情報の提供を受けたものは、守秘義務があるので個人情報の取り扱いに十分留意すること。

8. 避難行動要支援者の安否確認の実施

安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、町は避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。

同意などの意思を確認するための様式

フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	
住 所		町内会等名	
避難支援等を 必要とする事 由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> 手帳所持 (身体障害者 療育 精神障害者保健福祉)		
	<input type="checkbox"/> 緊急通報機器利用者 ・ 高齢者等見守り安心事業利用者		
	<input type="checkbox"/> 難 病 ()		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
自宅電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※ 同意された場合、() 欄に障害種別等を記入し避難支援等関係者に提供します。

あなたの情報を、避難支援関係者（町内会・民生委員・社会福祉協議会・福祉関係者・消防機関・警察）へ提供することに同意すると、災害時に避難の支援を受けられる可能性が高まります。

ただし、災害の状況によっては、支援が受けられないこともあります。また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等）や病名等を、避難支援等関係者に提供することに、

同意します。支援してくれる方を選んでください。

同意します。なお、次の方が支援してくれるので報告します。

氏名1

住所

☎

氏名2

住所

☎

趣旨を十分理解した上で、同意しません。

同意の判断をするために、町からの説明を求めます。

年 月 日

氏 名

※ 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

清水町要支援者避難支援プラン（個別計画）

フリガナ		性 別	
氏 名		生 年 月 日	
住 所		町内会等名	
自宅電話		F A X	
携帯電話		メー ル	
同居家族			
避難支援の時に、 配慮が必要な内容 （あてはまるもの 全てに○）		立つことや歩行がむずかしい	危険なことを判断がむずかしい
		物が見えない（見えにくい）	顔を見ても知人や家族とわからない
		音が聞こえない（聞き取りにくい）	その他
		言葉や文字の理解がむずかしい	

避難支援者 の情報 ①	氏 名			
	住 所			
	自宅電話		携帯電話	
避難支援者 の情報 ②	氏 名			
	住 所			
	自宅電話		携帯電話	
緊急時の 連絡先 ①	氏 名			
	住 所			
	自宅電話		携帯電話	
	メー ル			
緊急時の 連絡先 ②	氏 名			
	住 所			
	自宅電話		携帯電話	
	メー ル			

要支援者 区 分		要支援者A…自分で避難所へ行けない。（寝たきり・車イスが必要）
		要支援者B…見守り・付き添いがあれば避難所へ行ける。
		要支援者C…声掛けがあれば避難所へ行ける。

作成日	年	月	日	通知日	年	月	日
修正日	年	月	日	通知日	年	月	日
修正日	年	月	日	通知日	年	月	日
修正日	年	月	日	通知日	年	月	日
修正日	年	月	日	通知日	年	月	日

〔 様 式 〕

○ 別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

(報告第 号)		部 長	班 長	班 員		
報 告 日 時		年 月 日 () 時 分				
報告者の所属・氏名		部 班				
情報提供者の氏名等		住所 氏名 Tel () -				
情報提供者の所在						
情報提供の方法		電話 ・ 訪問 ・ その他 ()				
災 害 情 報 の 内 容 要	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	概	発 生 日 時	年 月 日 時 分 (確認)			
		場 所				
		原 因				
		被 害 状 況				
		応 急 措 置				
		対 策 要 求				
		気象等の状況				
そ の 他						
(特記事項)						

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所属	課 係
	到着時間	時 分	部・班名	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

- 注1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
- 注2 班長又は所属長は、収集後に総務対策部（職員班）に提出すること。
- 注3 受付番号は、総務対策部（職員班）で記入すること。
- 注4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
- 注5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
- 注6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
- 注7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第3号様式 職員参集状況集計表

職員参集状況集計表

区分 (部・班)	総人数	時 分現在	時 分現在	時 分現在	備 考
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
合 計	人	人 %	人 %	人 %	

○ 別記第4号様式 職員参集状況受付簿

職員参集状況受付簿

対策部長 様

対策部

班長

番号	所属・職氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	

注1 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○印をつけること。

注2 「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第5号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部長 様

総務対策部長

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第6号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	係 長	係	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・IP告知	連絡
					その他（ ）	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分	発表機関
受 理 事 項						

処 理 方 法						

○ 別記第7号様式 水防活動実施報告 その1

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名)

至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延 人員	主 要 資 材	その 他 資 材	計	団体数	使用資材費			
							主 要 資 材	その 他 資 材	計	
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前回迄										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

●●における水防活動
(○○消防団・平成 年 月 日～ 日)

○概 要

活動時間	出動延人数	主な活動内容

(写 真)

(写 真)

(地 図)

○ 別記第8号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報									
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分
発信機関 (振興局・市町村名等)					受信機関 (振興局・市町村名等)				
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)				
発生場所									
発生日時	月	日	時	分	災害の原因				
気象等の状況	雨量								
	河川水位								
	潮位波高								
	風速								
	その他								
ライフライン関係の状況	道路								
	鉄道								
	電話								
	水道 (飲料水)								
	電気								
	その他								
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時)	月	日	時	分設置				
	(名 称) (設置日時)	月	日	時	分設置				
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数					
	(救助実施内容)								

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第9号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
②住家被害	全壊	棟				道路	箇所		
		世帯				橋梁	箇所		
		人				小計	箇所		
	半壊	棟			市町村工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
		人				橋梁	箇所		
	一部破損	棟			小計	箇所			
		世帯			港湾	箇所			
		人			漁港	箇所			
	床上浸水	棟			下水道	箇所			
		世帯		公園	箇所				
		人		崖くずれ	箇所				
床下浸水	棟		計	箇所					
	世帯		⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻			
	人				破損	隻			
棟		計			隻				
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	漁港施設	箇所				
		その他	棟	共同利用施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟	その他施設	箇所				
		その他	棟	漁具(網)	件				
	計	公共建物	棟	水産製品	件				
	その他	棟	その他	件					
④農業被害	農地	田	流出・埋没	ha	⑦林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没	ha			林道	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他			箇所		
		畑	ha	小計			箇所		
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地		箇所			
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所			
	営農施設	箇所		林道		箇所			
	畜産被害	箇所		林産物		箇所			
	その他	箇所		その他		箇所			
	計			小計		箇所			
				計		箇所			

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所			
	工業	件		水道		戸	—		
	その他	件		電話		回線	—		
	計	件		電気		戸	—		
⑩ 公立文教施設施設	小学校	箇所		ガス		戸	—		
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件				
罹災世帯数	世帯			危険物	件				
罹災災者数	人			その他	件				
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人					
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)								
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報ごつき取り扱い 注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 ・ 避難場所の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか									

○ 別記第 10 号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

清 水 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況		降 雨 量	総 雨 量			mm
主要河川 状 況	河 川 名	地 区 名	概 要 (水 位 等)			
道路橋梁 状 況	路 線 名 等	地 区 名	概 要 (不 通 箇 所 等)			
浸水状況	地 区 名	概 要		地 区 名	概 要	
避難状況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間	
	避 難 指 示					
	避 難 勸 告					
	自 主 避 難 (避難準備情報)					

○ 別記第 11 号様式 公用令書等 (別表 第 1 号様式～第 6 号様式)

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり			従事 協力	を命ずる。
	年 月 日				
	処分権者	印			
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備 考					

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項			の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。	
	年 月 日				
	処分権者	印			
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書						
	住所 氏名						
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおり				管理 を使用 収用	する。
年 月 日							
処分権者						印	
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書						
	住所 氏名						
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号) にか				管理 を使用 収用	
る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。							
年 月 日							
処分権者						印	
変更した処分の内容							

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）
にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日 交付	
	清 水 町 長 交付責任者
	印 印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12 号様式 避難者世帯名簿

避 難 者 世 帯 名 簿

[避難所名

]

No. _____

現 住 所				被 災 場 所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (氏・姓・電話番号)			
電 話 番 号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	続 柄	性 別	職 業 (勤務先)	入 所 日 時	退 所 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備 考 欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外の場合は、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 13 号様式 避難所状況報告書

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 14 号様式 避難所設置及び受入状況

(清水町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで				
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 15 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

清 水 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 16 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

清水町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

注 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

清 水 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		金額	修繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両			故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 注 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 注 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 注 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 注 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 注 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 18 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

清 水 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 注2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 19 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

清 水 町

供 給 月 日	対 象 員 人	給水用機械器具							実支出額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費		
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 20 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年 月 日 時現在

清 水 町

被害別	世帯構成員別										計	小学校	中学校
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯			
全 壊 (焼)													
流 失													
半 壊 (焼)													
床上 (下) 浸水													

○ 別記第 21 号様式 物資購入 (配分) 計画表

物 資 購 入 (配 分) 計 画 表

年 月 日 時現在

清 水 町

品 目	単 価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備 考	
		円				円				円				計					
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額		
計																			

- 注) 1. 本表は、全壊 (焼)、流出世帯分と半壊 (焼)、床上 (下) 浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 22 号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

年 月 日 時現在

清 水 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布				
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 23 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印 _____

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 24 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 _____ 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 25 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬 入院	診療報酬 通院	点数	金額	備考
				入院	通院					
						点		点	円	
計	機関									

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

病院診療所医療実施状況

清水町

○ 別記第 26 号様式 助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
	月時 日分		月 日 ～ 日	円	
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		
	月時 日分		月 日 ～ 日		

○ 別記第 28 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

清 水 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 注 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 注 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 注 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 注 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 注 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 注 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

清 水 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額 円	摘 要
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺体の搜索状況記録簿

清 水 町

年 月 日	搜 索 人 員	搜 索 用 機 械 器 具							実支出額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費		
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 注 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 31 号様式 遺体処理台帳

(第 5 章第 22 節第 2 関係)

遺 体 処 理 台 帳

清 水 町

処 理 日 年 月	死 体 発 見 の 日 時 場 所	死 者 氏 名	死 者 名	遺 族		洗 浄 品 名	等 の 数 量	処 理		死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	考 備
				氏 名	死 亡 者 と の 関 係			金 額	額				
									円	円	円		
計		人											

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

清 水 町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬者氏名	埋葬者との関係	行った者(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	葬費		備考
		氏名	年齢					骨	箱計	
						円	円	円	円	
計										

- 注 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 33 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

清 水 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 35 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL			FAX		
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知			年 月		時 分			
	災 害 発 生 日 時			年 月		時 分			
	災 害 発 生 場 所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域					希 望 す る 活 動 内 容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名								
	特 記 事 項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)						
必 要 と す る 資 機 材				現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況					
				特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先					救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名								
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況								
現 地 最 高 指 揮 者		(機 関 名)		(職 ・ 氏 名)					
無 線 連 絡 方 法		(周 波 数)						H z	
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

○ 別記第 36 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

清水町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況 (消防防災ヘリコプター運航に係る分)]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 37 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	清水町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話		FAX			
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 38 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

第 号
年 月 日

北海道知事 様

発信者名 清水町長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1)連絡場所
 - (2)連絡責任者
 - (3)気象状況等
 - (4)その他

○ 別記第 39 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

清 水 町 長 印

自衛隊の災害派遣の撤収要請について

年 月 日付け第 号で、要求しました災害派遣要請について、要請内容が
終了したので次の日時をもって撤収要請を要求します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分